研修用資料

信頼される教師を目指して

平成20年3月香川県教育委員会

(平成26年11月 一部改訂)(平成29年11月 一部改訂)

目 次

はじめに

Ι		I 教職員としての服務の在り方												
	1	1 教員の使命と職責 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	2	2 服務の根本基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	3	3 職務上の義務と身分上の義務 ・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	4	4 懲戒処分の基準等												
		○セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準の制	定	に	つ	ر ر	て		•	•	•	•		6
		○職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準・・・・・							•	•	•	•		7
		○不正な会計処理に係る懲戒処分の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	•		7
		○懲戒処分の公表について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	•		8
Π		Ⅱ 校内研修について												
	1			•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
		2 校内研修の工夫 ・・・・・・・・・・・・・・・				•	•	•	•	•	•		1	0
		3 服務規律に関する年間研修計画(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•	•	•	•	•	•	•	_	1
Ш		Ⅲ 具体的な事例												
	1					•	•	•	•	•	•		1	2
		2 わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメントについて			•	•	•	•	•	•	•		2	2
		3 交通法規の遵守について												_
	Ü	(1) 交通事故 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											2	9
		(2) 飲酒運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•				•				1
		(3) その他の交通違反 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											_	3
	4	4 個人情報の不適切な取扱い(漏えい)について ・・・・											3	_
		5 公金等の不正処理について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												8
	J	0 五亚县4万年尼西州											J	O
IV		∇ チェックシート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											4	0
LV													_	U
v		V 参考資料												
•														
	\bigcirc	○体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について												
		(平成25年3月13日 文部科学省初等中等教育局長、同	ス	ポ	_	ツ	•	青	少	年	局	長	通	知)
		○体罰根絶に向けた取組の徹底について												
		(平成25年8月9日 文部科学省初等中等教育局長、同ス	∦ ,	_	ッソ		書	<u>دار</u>	在.	局	長	涯	411	()
		(十成20年6月3日	71,				Ħ	'Y	+	/HJ	K		. Д Н	,
	\bigcirc	○運動部(体育)活動における体罰、セクシュアル・ハラスメ	ン	\vdash	0)	防	止	に	つ	<i>\</i> \	て			
		(平成13年7月16日 保健体育課長通知)												
		○運動郊活動での投道のガイドラインについて												
		○運動部活動での指導のガイドラインについて (平成2.5年6月7日	⁄ ታኮ`	١										
		(平成25年6月7日 文部科学省スポーツ・青少年局長通知	加,)										

はじめに

学校教育は、児童生徒、保護者、地域の信頼がなければ成り立ちません。その信頼は、 教職員一人ひとりの資質・指導力の向上に向けた日々の研鑽や、よりよい学校づくりに対 する惜しみない努力など、学校に寄せられる期待に応えようとする教職員の姿から培われ るものです。

しかし、教職員の非違行為や不祥事は、こうして築き上げた学校教育への信頼を一瞬に して根底から損なってしまうとともに、児童生徒の心に大きな傷を残し、学校に重大な汚 点として記憶されることとなります。

こうしたことから、平成20年3月に、全ての教職員が事例に学び、改めて自らの行動を点検するとともに、不祥事防止に努めるよう、想定される事例をもとにチェックリストや関係法令・通知を加えまとめた研修用資料を作成しました。各学校には、資料の活用により、研修の充実を図るようお願いしてきましたが、その後も不祥事が後を絶たず、多くの教職員が懲戒処分を受けました。

近年では、一時期に比べ、処分件数が減少しているものの、平成27年度には常習的な体罰・不適切な言動事案や学校徴収金の私的流用事案が発生し、平成28年度においても校内における盗撮事案など、学校教育に携わっているという意識が低いといわざるを得ない事案が発生しており、教職員に対する県民からの信頼が大きく損なわれかねない状況と受け止めています。

そこで、この度、教職員一人ひとりが今一度、自らに課せられた職責と果たすべき義務の重要性を再認識する一助とするため、新たに発生した事案や最近の関係法令の改正を踏まえ、この研修用資料を見直しました。

教職員の不祥事等の防止・根絶に向けて、管理職の適切な指導の下、教職員一人ひとりが自分のこととして受け止め、服務規律の遵守に努めることを強く願っています。

平成29年11月

I 教職員としての服務の在り方

1 教員の使命と職責

教員は、教育を受ける者の人格の完成を目指し、その育成を促すという重要な職責を担う ものであり、近年の社会の大きな変化、あるいは児童生徒の多様化といった実態に的確に対 応するために、教員一人ひとりの資質の向上が求められているところである。

平成18年に全面的に見直された新しい教育基本法第9条において、「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と規定されている。

2 服務の根本基準

地方公務員である県費負担教職員は、地方公務員法第30条に規定されているとおり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

また、教育公務員という職務とその責任の特殊性に基づき、地方公務員法に対する特別法として、任免や服務などの取扱いについて定めた教育公務員特例法が設けられている。

教育公務員特例法では、兼職及び他の事業等への従事制限、争議行為等の禁止、政治的行 為の制限等について特別の規定を設けている。

県費負担教職員の任命権は、指定都市を除いて都道府県の教育委員会に属しているが、教職員は市町の公務員であり、県費負担教職員の服務の監督は、市町教育委員会が行うことになっている。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条)

3 職務上の義務と身分上の義務

職務を遂行するにあたって守るべき職務上の義務と、職務遂行の有無にかかわらず、公務 員たる身分を有する限り当然に守るべき身分上の義務がある。

地方公務員の義務についてまとめると、下記のようになる。

職務上の義務	服務の宣誓(地公法第31条) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法第32条) 職務に専念する義務(地公法第35条)
身分上の義務	信用失墜行為の禁止(地公法第33条) 秘密を守る義務(地公法第34条) 政治的行為の制限(地公法第36条、教特法第18条) 争議行為等の禁止(地公法第37条) 営利企業等の従事制限(地公法第38条、教特法17条)

(注) 地公法とは地方公務員法、教特法とは教育公務員特例法をさす。

〈関係法令〉

〇日本国憲法

[公務員の本質]

第15条 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

②~④ 略

〇教育基本法 (平成18年法律第120号)

(教員)

- 第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その 職責の遂行に努めなければならない。
- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

〇地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(服務の根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(服務の宣誓)

第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体 の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 · 3 略

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力の すべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなけ ればならない。

(政治的行為の制限)

- 第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
- 2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、 又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、 又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属 する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条

- の19第1項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域)外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。
- (1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- (2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
- (3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
- (4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
- (5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為
- 3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。
- 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。
- 5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立 行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものである という趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(争議行為等の禁止)

第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 略

(営利企業等の従事制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第1項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 略

〇教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号)

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。)において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 略

(政治的行為の制限)

第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の 規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 略

〇国家公務員法(昭和22年法律第120号)

(政治的行為の制限)

- 第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄付金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。
- 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。
- 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員と なることができない。

〇人事院規則14-7(政治的行為)

(適用の範囲)

- 1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任 用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも 含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこ れらと同様な諮問的な非常勤の職員(法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職 員を除く。)が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。
- 2 法又は規則によって禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。
- 3 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら 選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止 又は制限される。
- 4 法又は規則によって禁止又は制限される職員の政治的行為は、第6項第16号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

(政治的目的の定義)

- 5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつて も、第6項に定める政治的行為に含まれない限り、法第102条第1項の規定に違反するものではな い。
 - (1) 規則14-5に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。
 - (2) 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。
 - (3) 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。
 - (4) 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。
 - (5) 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。
 - (6) 国の機関又は公の機関において決定した政策(法令、規則又は条例に包含されたものを含む。) の実施を妨害すること。
 - (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務 監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。
 - (8) 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

(政治的行為の定義)

- 6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
 - (2) 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位

に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとすることあるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。

- (3) 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。
- (4) 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
- (5) 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
- (6) 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
- (7) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
- (8) 政治的目的をもつて、第5項第1号に定める選挙、同項第2号に定める国民審査の投票又は同項 第8号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をす ること。
- (9) 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。
- (10) 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。
- (11) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
- (12) 政治的目的を有する文書又は図画を国又は行政執行法人の庁舎(行政執行法人にあつては、事務所。以下同じ。)、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。
- (13) 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。
- (14) 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。
- (15) 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
- (16) 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
- (17) なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

7 · 8 略

4 懲戒処分の基準等

〇セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

(平成17年11月22日 教育長通知)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

香川県教育委員会

この基準は、香川県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員及び市町(学校組合)立の小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員(以下「職員」という。)がセクシュアル・ハラスメント等(以下「非違行為」という。)を行った場合の標準的な懲戒処分の基準を明記することにより、職員にさらなる自覚を促すとともに、非違行為の防止を図り、県民の教育に対する信頼を確保しようとするものである。

第1 基本事項

この基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。 具体的な処分の決定に当たっては、当該職員の職責、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断する。

第2 基準

- 1 セクシュアル・ハラスメント
 - (1) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
 - (2) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
 - ※ 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場や学校(以下「職場等」という。)における性的な言動及び他の職員、児童生徒等を不快にさせる職場等の外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれにあたる。
 - ※ 懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うことができる。
- 2 わいせつな行為
 - (1) わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。
 - (2) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。
 - ※「わいせつな行為」とは、
 - 刑法
 - 軽犯罪法
 - ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
 - ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
 - · 香川県青少年保護育成条例
 - 香川県迷惑行為等防止条例

などに違反するわいせつな行為等をいう。

3 体罰

- (1) 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
- (3) 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
- ※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。
- ※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

4 監督責任

- (1) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。
- (2) 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。
- 5 施行日

この基準は平成17年11月22日から施行する。

○職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

(平成18年10月31日 教育長通知)

職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

1 趣 旨

この懲戒処分の基準は、職員が率先垂範して交通法規を遵守し、安全運転に徹して交通事故防止に努めることを目的に定める。

2 基 準

- (1) 飲酒運転(酒気帯び運転を含む)をした職員は免職又は停職とする。この場合において、人を死亡させた場合は、免職とする。
- (2) 飲酒運転(酒気帯び運転を含む)となることを知りながら、同乗し又は飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。
- (3) 著しい速度超過違反により、交通事故を起こした職員は停職、減給又は戒告とする。この場合において、人を死亡させ、又は重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
- (4) 交通事故で人を死亡させた職員は、停職又は減給とする。この場合において、その職員の過失が重大である場合には、免職又は停職とする。
- (5) 交通事故で人に重傷を負わせた職員は、戒告とする。この場合において、その職員の過失が重大である場合には、停職又は減給とする。
- (6) 交通事故を起こした場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反を行った職員は、免職又は停職とする。
 - (注) 1 処分を行うに際しては、事故の発生原因及び発生状況、当該職員の職責等も考慮の上判断するものとする。
 - 2 交通事故及び交通違反等の報告を怠った場合には、量定を加重し、処分を行うものとする。

3 適 用

この基準は、平成18年11月1日から適用する。

〇不正な会計処理に係る懲戒処分の基準

(平成21年9月30日 教育長通知)

不正な会計処理に係る懲戒処分の基準

1 趣旨

この懲戒処分の基準は、公金の支出に関し、職員が不正な会計処理を行った場合の処分基準を明確にし、もって公金の適正な支出に資することを目的に定める。

2 基準

(1) 預け金の形成又は使用

支出の相手方から虚偽の請求書等を提出させ、当該請求書等により公金を支出し、又は支出させ、当該支出金を他の用途に使用するための資金として保有し、又は支出の相手方等に保有させた職員は、免職とする。不正に支出されたことを知りながら、当該資金を物品の購入等他の用途に使用した職員も同様とする。

(2) 差替え

支出金を契約した物品とは異なる物品の購入等他の用途に使用する目的で、支出の相手方から虚偽の請求書等を提出させ、当該請求書等により公金を支出し、又は支出させた職員は、停職又は減給とする。この場合において、当該物品を領得し、私的に利益を受けた職員は、免職とする。

(3) 旅費の不正支出

旅費の支出に関し、公務出張の事実がないにもかかわらず虚偽の支出関係書類を作成し、公金を 不正に支出し、又は支出させた職員は、免職又は停職とする。

(4) 不正な会計処理への関与

ア 不正な会計処理と知りながら、(1) 又は(3) の行為に従属的に関与した職員は、停職又は減給とする。

イ 不正な会計処理と知りながら、(2)の行為に従属的に関与した職員は、減給又は戒告とする。

(5) 履行確認不十分

(1) 又は(2) の不正な会計処理に関し、履行確認を十分に行わなかった職員は、減給又は戒告とする。

(6) 指導監督不適正

部下職員が(1)から(5)までの行為を行った場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

3 その他

処分を行うに際しては、事案の態様、公務内外に及ぼす影響、当該職員の職責、過失の程度等も情 状として考慮の上判断するものとし、個別の事案の内容によっては、その処分を加重し、又は軽減す るものとする。

4 適用

この基準は、平成21年10月1日から適用する。

○懲戒処分の公表について

懲戒処分を行った際は、原則として、被処分者の所属の区分、職階、年齢、性別、事件の概要、処分内容、処分時期を公表する(非行内容が重大な場合や懲戒免職の場合など社会に及ぼす影響が著しい場合は、被処分者の所属・氏名も公表する)こととしている。ただし、被害者の人権に十分配慮する必要がある場合には、例外として、公表しないことがある。

Ⅱ 校内研修について

1 不祥事防止のポイント

「自覚」と「行動」

教職員の不祥事を未然に防止するためには、教職員一人ひとりが、教育公務員としての 自覚を高めるとともに、自らの行動を律することが大切である。

「教育公務員としての自覚」を高めていくためには

○一人ひとりの意識改革

教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない地方公務員であるとともに、教育を通じて全体に奉仕する教育公務員である。このことをしっかりと自覚したい。「誰も見ていないから大丈夫」「こんなことは誰でもしている」という気持ちよりも、採用の際に「服務の宣誓」をしたときの気持ちを忘れず、児童生徒の模範となることを心がけていくことが大切である。

○学校組織の中での雰囲気づくり

教育公務員としての自覚は、教職員同士が意識をしあいながら高めていくことも必要である。「教育委員会から言われたから」「校長から言われたから」守らなければならないということではなく、一人の不用意な行為が教職員の信用を傷つけ、あるいは教職員全体の不名誉となりうることを踏まえて、教職員同士がお互いに意識を高め合う雰囲気をつくっていくことが大切である。

「行動」を律するために

○守らなければならないことを正しく理解すること

教職員は、自覚を高めていくことと同時に、自らの行動を律していくことが大切である。 教職員として、しなければいけないことは何か、してはいけないことは何かについて、正 しい知識を身に付け、理解し、それを自らの行動に結びつけていかなければならない。そ のためには、校内研修等を通じて、法令等の理解を深めていくことが必要である。

2 校内研修の工夫

職員会議等における管理職からの指導のみでは、十分時間がとれなかったり、何度も同じ指導をすることで、かえって不祥事防止の意識が低下するなどの問題点が挙げられる。

そこで、各学校では、以下のような工夫を積極的に取り入れ、研修の充実を図ることが望ま しい。

〈校内研修の工夫例〉

○運営の工夫

- ・ 管理職の指導中心の研修から、教職員が運営する研修へ運営方法を変える。
- ・コンプライアンス推進委員会を立ち上げ、委員会主導で研修を進める。
- ・校務分掌ごとに、コンプライアンスに対する取組方法を考える。
- ・通知文を配布するだけでなく、一人ひとり輪読し共通理解を図る。

○具体的な事例の紹介

・県内で起こった事案や他自治体の類似事案など、具体的な事例を基に説明する。

○外部講師を招いての講話

・現職の警察官から、交通事故・交通違反やわいせつな行為などの事例を学ぶ。

○体験的な研修

- ・ロールプレイを取り入れる。
- グループに分かれてディベートを行う。

○グループ討議

- ・小グループに分かれての事例分析、討議を行う。
- ・自分のヒヤリとした体験やふだんから心がけていること等を発表しあう。

○ワークシートを作成

・何が原因か、不祥事を起こした場合の影響、その結果どうなったか、未然に防ぐための 方法等を記述する。

○チェックリストを作成

・学校独自のチェックリストを作成する。

○ファイリングして保存

・通知文や研修資料を、各教職員が専用ファイリングして活用する。

○決意表明

・全教職員の連名で決意表明書を作成し、保護者、地域に情報発信する。

3 服務規律に関する年間研修計画(案)

校内研修をより効率的・効果的に実施するために、年間研修計画を立てることが肝要であり、 ここでは一例を示している。

あくまでも参考例であり、各学校においては、学校の実態等に合わせて、実施内容や時期を 定めて計画的に取り組むことが大切である。

年間研修計画の例

月	研修内容	対象	備考
	○教育公務員としての服務の在り方について	若年教員 転入者	・「服務規則」等を活用
	○個人情報の取扱いについて	若年教員 転入者	・個人情報の取扱いに関する校内規程等 の配布、周知
4	○体罰の禁止について	全教職員	・生徒指導の在り方について共通理解を 図る。 ・「懲戒処分の基準」の配布、周知
	○セクハラ、パワハラ、わいせつな行為の防止について	全教職員	・児童生徒へ相談窓口の周知・「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」や「ハラスメントのない快適な職場づくり」の活用
5	○不祥事の防止とメンタルヘルスについて	全教職員	
6	○交通事故・違反の防止について・交通事故について	全教職員	
7	○教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保に ついて	全教職員	・夏季休業前に通知文等を活用し実施
8	○服務規律の確保に向けての法規研修	全教職員	
9	○交通事故・違反の防止について・交通違反(速度超過違反、無免許運転等)について	全教職員	・通知文、「懲戒処分の基準」の配布、 周知
10	○事例研究	全教職員	・新聞記事等を活用
11	○交通事故・違反の防止について・交通事故、飲酒運転について	全教職員	
12	○教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保に ついて	全教職員	・冬季休業前に通知文等を活用し実施
1	○事例研究	全教職員	・新聞記事等を活用
2			
3	○研修のまとめ・自己評価・今後の取組について	全教職員	・研修の成果と自己評価 ・次年度に向けての目標設定

Ⅲ 具体的な事例

1 体罰について

児童生徒に対する体罰は、学校教育法により禁止されており、いつ、いかなる場合にも決してあってはならない行為である。また、教員に対する社会の信頼を損なうものであり、ひいては学校教育全体に対する不信を招くこととなる行為である。

教育は、教師と児童生徒との信頼関係が基盤にあって成立するものであり、児童生徒の指導においては、深い愛情を持ち、正しい児童生徒理解に立って信頼関係を築き、心で受け止める「心対心」の指導が大切である。

【事例1】

A教諭は、部活動の指導中、練習態度が悪かった男子生徒に注意をしたが、態度を改めなかったため、男子生徒の頬を平手で1回叩き、鼓膜損傷で全治1週間の怪我を負わせた。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任 (考えられる懲戒処分等)

戒告(地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号、第32条 法令等及び上 司の職務上の命令に従う義務、第33条 信用失墜行為の禁止)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

- 3 体罰
 - (1) 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。
 - (2) 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
 - (3) 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
 - ※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。
 - ※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。
- (2) 刑事責任

傷害罪(刑法第204条)、暴行罪(刑法第208条)に該当することがある。

(3) 民事責任

保護者等から損害賠償を請求されることがある。

〈他の事例〉

- B教諭は、他の児童へいたずらを繰り返す児童に対して、何度も口頭で指導を行ったが、児童はその指導に従わずいたずらを繰り返したため、児童の頬を平手で1回叩いた。
- C教諭は、級友に嫌がらせをしていた生徒に口頭で指導したが、無視して立ち去ろうとしたため、生徒の髪を掴んで教室の床に押し倒し、馬乗りになって指導した。

【事例2】

D教諭は、約1年間、複数の生徒に対し、教室で授業中や清掃中の態度を指導する際、 常習的に平手や手の甲で頬や頭を叩くとともに、そのうち1名に対しては、筆箱をごみ箱 に入れたり、侮蔑的な呼び名で呼んでいた。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等)

停職(地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号、第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、第33条 信用失墜行為の禁止)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

- 3 体罰
 - (1) 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。
 - (2) 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
 - (3) 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
 - ※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。
 - ※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。
- (2) 刑事責任

傷害罪(刑法第204条)、暴行罪(刑法第208条)に該当することがある。

(3) 民事責任

保護者等から損害賠償を請求されることがある。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」 (平成25年3月13日 文部科学省初等中等教育局長、同スポーツ・青少年局長通知)

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員(以下「教員等」という。)は、 児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみ ならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学(公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の 行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵 害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような 暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力 の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等 として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。
- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、 関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確 な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的 として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、 活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、 生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に 考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

(3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

(別紙) 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

- (1) 体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)
 - 身体に対する侵害を内容とするもの
 - 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴 打する。
 - 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ること を許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。

- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えた が、そのままの姿勢を保持させた。
- (2) 認められる懲戒 (通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為) (ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
- (3) 正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)
 - 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の 行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
 - 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児 童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

〇運動部活動での指導のガイドライン(平成25年6月7日 文部科学省スポーツ・青少年局長通知) より抜粋

- 4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項
- ⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり区別しましょう
- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、 生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、 気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。(「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知))
- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。)

(例)

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から 反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。

練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。

- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の 重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられる ものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、 試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの 重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為) として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

○ 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力 の行使

(例)

・ 生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避するため にやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、 別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・ 相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが 必要です。

〈関係法令・通知文等〉

〇学校教育法(昭和22年法律第26号)

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、 学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

〇刑法(明治40年法律第45号)

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円 以下の罰金又は勾留若しくは科料に処する。

〇民法(明治29年法律第89号)

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

〇国家賠償法(昭和22年法律第125号)

「公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権]

- 第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
- ② 略
- 〇現職教育用資料(生徒指導) 「心対心」の教育の在り方について -体罰防止の取り組みに向けて (平成10年10月 香川県教育委員会)
- 〇運動部(体育)活動における体罰の防止について (平成13年7月16日 保健体育課長通知)
- 〇セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準の制定について (平成17年11月22日 教育長通知)
- ○体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (平成25年3月13日 文部科学省初等中等教育局長、同スポーツ・青少年局長通知)
- ○運動部活動での指導のガイドラインについて (平成25年6月21日 保健体育課長通知)

2 わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメントについて

教職員は児童生徒を健全に育成する立場にあり、自らが児童生徒に対して加害者となるような行為は決して行ってはならず、許されないものである。

特に、児童生徒に対するわいせつな行為は、極めて悪質であり、児童生徒の心身を深く傷つけるとともに学校教育に対する信頼を全て失わせる、弁解の余地のない行為である。

また、セクシュアル・ハラスメントについては、対象となった教職員、児童生徒及び保護者等の個人としての尊厳を傷つけ、就労上又は修学上の環境に様々な悪影響を及ぼすものであり、その未然防止を図るとともに、学校の構成員としてセクシュアル・ハラスメントのない就労上及び修学上の適正な環境の維持・確立に努める必要がある。

【事例1】

A教諭は、女子トイレにおいて、女性を盗撮しようとし、逮捕された。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等)

懲戒免職(地公法第29条第1項第1号及び第3号、第32条 法令等及び上司 の職務上の命令に従う義務、第33条 信用失墜行為の禁止)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

- 2 わいせつな行為
 - (1) わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。
 - (2) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。
 - ※「わいせつな行為」とは、
 - 刑法
 - 軽犯罪法
 - ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する 法律
 - ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
 - · 香川県青少年保護育成条例
 - ・香川県迷惑行為等防止条例 などに違反するわいせつな行為等をいう。

懲戒免職になった場合、教育職員免許法第10条の規定により免許状はその効力 を失う。

(2) 刑事責任

事案の状況によっては、香川県迷惑行為等防止条例違反に問われることになる。

(3) 民事責任

相手方から損害賠償を請求されることがある。

〈他の事例〉

- B教諭は、18歳に満たない少女とホテルに入った。
- C教諭は、無料通信アプリを使い、女子生徒にわいせつな画像や文章を送信した。
- D教諭は、無料通信アプリを通じて知り合った女子中学生に裸の画像を撮影させ、 自身のスマートフォンに送信させた。

【事例2】

D教諭は、複数の女子生徒に対して「好意を持っている」などの発言をし、体を近づけるなどの行為を行った。女子生徒は精神的なショックでD教諭の授業を受けることができなくなった。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等)

戒告(地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号、第32条 法令等及び 上司の職務上の命令に従う義務、第33条 信用失墜行為の禁止)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

- 1 セクシュアル・ハラスメント
 - (1) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
 - (2) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
 - ※ 懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときには、懲戒処分以外 の訓告等の措置を行うことができる。

(2) 刑事責任

事案の状況によっては、刑法の強制わいせつ罪や強制性交等罪、香川県青少年保護育成条例違反に問われることになる。

(3) 民事責任

相手方から損害賠償を請求されることがある。

〈他の事例〉

- E教諭は、授業中に性的な冗談を言ったり、女子生徒の外見や容姿に関する発言を 行い、E教諭の発言を不快に思っている生徒からやめてほしいと抗議があった。
- F教諭は、女子児童をしばしば膝の上に抱きかかえる行為を行っていた。女子児童 は喜んでいるように思えたが、女子児童の保護者からやめてほしいと抗議を受けた。

〈参考1〉

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

- 性的な関心、欲求に基づくもの スリーサイズを聞く、卑わいな冗談、性的な風評、からかい、ヌードポスター等を職場に貼る、 身体を執拗に眺め回す、食事やデートにしつこく誘う、性的内容の手紙やメールを送りつける、身 体に不必要に接触する、不必要な個人指導を行う等
- 性別により差別しようという意識等に基づくもの 女には・・・、男のくせに・・・、人格を認めない呼び方等、女性であるというだけでのお茶く みや掃除の強要等

基本的な心構え

- 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。
- 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さない。
- セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らない。
- 児童等の保護者など、職務に従事する際に接することとなる関係者との関係にも注意しなければ ならない。
- 児童等が対象となるセクシュアル・ハラスメントの防止等のために、児童等がこの趣旨を理解するよう努める必要があり、その際、児童等の心身の発達段階等を考慮し、実状に応じた適切な指導を行い、必要かつ適正な教育活動が確保されるよう、適切な配慮が望まれる。
- ※ 「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針について」(平成12年2月 1日 教育長通知)より抜粋

〈参考2〉

運動部 (体育) 活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて

運動部(体育)活動は、教育活動の中にあって、体力の向上や健康の増進を図る重要な活動である。 その活動においては、指導上必要な身体への接触や露出の多い服装の着用等、他の教育活動とは異なる 特殊な状況が生じるため、生徒と指導者との信頼関係のもと、適切な指導が行われるよう配慮する必要 がある。

運動部(体育)活動の指導者は、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動がないかどうか、常に 自らの行動を律し、確認することが求められる。

また、「これくらいなら、指導者と生徒の関係で許される」という指導者の勝手な思い込みからセクシュアル・ハラスメントとして問題になることが考えられる。また、生徒が納得しても保護者の立場に立つと納得できない状況もあることを十分に認識し、その指導にあたっては、事前にその方法や効果、ねらい等について十分説明し、理解を得ておくことが大切である。

運動部(体育)活動において、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

- (1) 性的な内容の発言関係
 - ① 性的な欲求に基づくもの
 - ・ 身体的特徴や性的な関心を話題にすること
 - 卑わいな発言をすること
 - ② 性別をもとに差別しようとする意識等に基づくもの
 - 「男のくせに・・・」「女のくせに・・・」などと発言すること
 - ・ 容姿、体型等により生徒の嫌がるニックネームでよぶこと
- (2) 性的な行動関係
 - ① 身体接触を伴う技術指導
 - ・ 本人や周囲の者が不快に感じる姿勢での接触
 - 必要以上の長時間の接触
 - ② 生徒の体を執拗にながめ回す行為
- (3) 特別扱いが男女の関係を想起させる行為
 - ① 他の生徒とは異なった不適切な時間や場所で特別に個別指導をすること
- (4) VTR等視聴覚機器を使用した指導は、長所や短所を理解させる上で非常に有効な指導手段である。しかし、撮影方法や内容、指導意図について生徒が十分理解できるよう事前に説明し、実際にそれを使用して指導に役立てるようにしなければセクシュアル・ハラスメントと疑われる可能性がある。
- ※ 「運動部(体育)活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止について」(平成13年 7月16日 保健体育課長通知)より抜粋

〈関係法令・通知文等〉

〇刑法

(分然わいせつ)

第174条 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(強制わいせつ)

第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年 以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第177条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

〇ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所 (以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみ だりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 略

3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第1項第1号から第4号まで及び第5号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

(罰則)

- 第18条 ストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第19条 禁止命令等(第5条第1項第1号に係るものに限る。以下同じ。)に違反してストーカー行為をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等をすることにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。
- 第20条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の 罰金に処する。

〇児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成11年法律第52号)

(定義)

- 第2条 この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。
- 2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。
 - (1) 児童
 - (2) 児童に対する性交等の周旋をした者
 - (3) 児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。) 又は児童をその支配下に置いている者
- 3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
 - (1) 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

- (2) 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- (3) 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。) が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(児童買春)

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ所持、提供等)

- 第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。
- 2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。
- 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。
- 4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、 電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者 も、第2項と同様とする。
- 5 前2項に規定するもののほか、ひそかに第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。

6~8 略

〇香川県青少年保護育成条例(昭和27年香川県条例第22号)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
 - (2)~(9) 略

(淫行又は猥せつ行為等の禁止)

- 第16条 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。
- 第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○香川県迷惑行為等防止条例(昭和38年香川県条例第50号)

(卑わいな行為の禁止)

- 第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 公共の場所又は公共の乗物において、人の性的しゅう恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服の上から又は直接、人の身体に触れること。
 - (2) 人の性的しゅう恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること(次号に規定する方法により

行われる場合及び第4号に規定する場所にいる人に対して行われる場合を除く。)。

- (3) 正当な理由がないのに、写真機等を使用して衣服を透かして見る方法により、公共の場所又は公共の 乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること(次号に規定する場所にいる 人に対して行われる場合を除く。)。
- (4) 正当な理由がないのに、公衆が利用できる場所であり、かつ、浴場、便所、更衣室その他人が通常 衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場所の人の姿態を撮影すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共の場所又は公共の乗物において、公衆に対し、人の性的しゅう恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

(罰則)

- 第12条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 常習として前項(第3条に係るものに限る。)の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100 万円以下の罰金に処する。

〇教育職員免許法(昭和24年法律第147号)

(授与)

第5条 略

- (1)~(3) 略
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5)~(7) 略
- $2 \sim 7$ 略

(失効)

- 第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。
 - (1) 第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至ったとき。
 - (2) 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - (3) 略
- 2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。
- ○学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針について (平成12年2月1日 教育長通知)
- 〇セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準の制定について (平成17年11月22日 教育長通知)

3 交通法規の遵守について

(1) 交诵事故

交通事故は、被害者の心身に苦痛を与えるのみならず、加害者として事故処理に多大の労力、 経済的負担を要し、職務に影響を及ぼすこともあるとともに、公務員としての信用を傷つける 非行として社会的批判を受けることとなる。

交通安全教育を推進する立場にある者として、交通法規の遵守に努め、交通事故の根絶を期 し、安全運転を心がける必要がある。

【事例】

A教諭は、自家用車を運転し学校から帰宅している途中、考え事をしていて、信号機が 赤であることに気づかずに交差点に進入し、青信号で右方から直進してきた自動車と出会 い頭に衝突し、運転手に加療約2か月を要する重傷を負わせた。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等) 減給(地公法第29条第1項第1号及び第3号、第33条 信用失墜行為の禁止)

教職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

- 2 基準
 - (5) 交通事故で人に重傷を負わせた教職員は、戒告とする。この場合において、その教職員の過失が重大である場合には、停職又は減給とする。
- (2) 行政責任(道路交通法による)
 - ・運転免許証の違反点数:11点

·基礎点数 2点:信号無視(赤色)

付加点数 9点:治療期間が30日以上3か月未満の重傷事故

(相手方過失なし)

免許停止処分60日間(過去3年間行政処分歴がない場合)

(3) 刑事責任

過失運転致死傷罪(自動車運転死傷行為等処罰法第5条)該当 刑罰:7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

※ 禁錮以上の刑に処せられた場合は、それが執行猶予付きのものであっても地方公務員法第16条第2号に該当し、同法第28条第4項の規定により、失職となる。

(4) 民事責任

被害者に対して、車両の修理費や治療費、慰謝料等の損害賠償責任を負う。

〈他の事例〉

○ B教諭は、自家用車を運転して通勤中、交差点で左折した際、横断歩道を横断して きた自転車に気付き、ブレーキをかけたが間に合わず、同自転車をはね、乗っていた 人に加療約20日を要する軽傷を負わせた。

〈関係法令・通知文等〉

〇道路交通法(昭和35年法律第105号)

(信号機の信号等に従う義務)

第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第1 項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(追越しを禁止する場所)

- 第30条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の 部分においては、他の車両(軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過 してはならない。
 - (1) 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂
 - (2) トンネル(車両通行帯の設けられた道路以外の道路の部分に限る。)
 - (3) 交差点(当該車両が第36条第2項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。)、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に30メートル以内の部分

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第38条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という。)がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2 · 3 略

(整備不良車両の運転の禁止)

第62条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が 道路運送車両法第3章若しくはこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊 の使用する自動車については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第2項の規定による 防衛大臣の定め。以下同じ。)又は軌道法第14条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに 適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等(次条第1項にお いて「整備不良車両」という。)を運転させ、又は運転してはならない。

(免許の条件)

第91条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許に、その免許に係る者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

〇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)

(過失運転致死傷)

第5条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

○職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準(平成18年10月31日 教育長通知)

(2) 飲酒運転

飲酒運転は、運転者の故意によるものであり、信用失墜行為に当たるのはもちろん、公務員として断じてあってはならない行為である。飲酒後仮眠を取るなどにより相当時間を経過している場合でも、飲酒量や体質によっては、血液中のアルコール濃度が基準値未満に下がらず飲酒運転に該当することがある。翌日に運転が予定されている場合は、酒量を控えたり、早めに切り上げたりするとともに、体調が悪いときは、運転しないなどの自覚と節度ある行動が求められる。

なお、事故を伴わなくても飲酒運転をした教職員や飲酒運転となることを知りながら同乗し、 又は飲酒を勧めた教職員についても、懲戒処分の対象となっている。

【事例】

A教諭は、飲食店からの帰りは代行運転で帰る予定にし、自家用車を運転して飲食店まで行った。飲食店でビールを数杯飲んだ後、それほど酔っていないと過信し、自家用車を運転して帰宅する途中、酒気帯び運転で検挙された。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等) 停職(地公法第29条第1項第1号及び第3号、第33条 信用失墜行為の禁止)

職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

- 2 基準
- (1) 飲酒運転 (酒気帯び運転を含む) をした職員は免職又は停職とする。この場合において、人を死亡させた場合は、免職とする。
- (2) (略)
- (2) 行政責任(道路交通法による)

運転免許証の違反点数

- 酒酔い運転 35点
- ・酒気帯び運転 13点/25点
 - ⇒ 90日以上の免許停止処分又は免許取消処分に該当する。
- (3) 刑事責任

道路交通法違反により懲役又は罰金

(4) 民事責任

違反行為のみであり、特になし。

人身事故を伴った場合は、被害者に対して、治療費、慰謝料等の損害を賠償する責任を負う。

〈他の事例〉

○ B教諭は、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、信号機のない交差点で一旦停止せずに 直進しようとした際、右方からきた自動車と衝突し、相手方に全治20日間の怪我を負わ せた。

〈関係法令・通知文等〉

〇道路交通法

(酒気帯び運転等の禁止)

- 第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
- 2 略
- 3 何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、 又は飲酒をすすめてはならない。
- 4 略
- 第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態 (アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。) にあつたもの
 - (2)~(5) 略

〇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(危険運転致死傷)

- 第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた 者は1年以上の有期懲役に処する。
 - (1) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
 - (2)~(6) 略
- 第3条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、 自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を 負傷させた者は12年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は15年以下の懲役に処する。
- 2 略

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)

第4条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、12年以下の懲役に処する。

○職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準(平成18年10月31日 教育長通知)

(3) その他の交通違反

スピード違反(速度超過違反)と無免許運転は、飲酒運転と並んで交通三悪と言われており、死亡事故等の重大事故につながりやすい悪質・危険性の高い行為である。その他の交通違反についても、車を運転する者が法を犯す行為であり、法を遵守すべき公務員としてふさわしくない行為である。交通安全教育を推進する立場にある者として、交通法規の遵守に努め、交通事故の根絶を期し、安全運転を心がける必要がある。

【事例】

A教諭は、自動車を運転し、法定速度時速60kmのところを時速110kmで走行し、自動速度取締機に検知され、道路交通法第22条違反により検挙された。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等) 戒告(地公法第29条第1項第1号及び第3号 第33条 信用失墜行為の禁止)

職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

- 2 基準
 - (3) 著しい速度超過違反により、交通事故を起こした職員は停職、減給又は戒告とする。この場合において、人を死亡させ、又は重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
- (2) 行政責任(道路交通法による)

運転免許証の違反点数:12点

- ⇒ 90日間の免許停止処分(過去3年間行政処分歴がない場合)
- (3) 刑事責任

道路交通法違反により懲役又は罰金

(4) 民事責任

人身事故を伴った場合は、被害者に対して、車両の修理費や治療費、慰謝料等の損害賠償責任を負う。

〈他の事例〉

- B教諭は、私用で自動車を運転中、指定速度が時速40kmのところを時速75kmで走行したため、35km超過の指定速度違反で検挙された。
- C教諭は、教頭から運転免許証の写しの提出を求められるまでの約1か月間、運転免許が失効していることに気付かず、自動車を運転していた。

〈関係法令・通知文等〉

〇道路交通法

(最高速度)

- 第22条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、 その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。
- 2 略
- 第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第22条 (最高速度) の規定の違反となるような行為をした者
 - (2)~(8) 略

(無免許運転等の禁止)

第64条 何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第90条第5項、第103条第1項若しくは第4項、第103条の2第1項、第104条の2の3第1項若しくは第3項又は同条第5項において準用する第103条第4項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2 • 3 略

- 第117条の2の2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に 処する。
 - (1) 法令の規定による運転の免許を受けている者(第107条の2の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。)でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)又は国際運転免許証等を所持しないで(第88条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当している場合又は本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が1年を超えている場合を含む。)運転した者
 - (2)~(11) 略

〇道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)

(最高速度)

第11条 法第22条第1項の政令で定める最高速度(以下この条、次条及び第27条において「最高速度」という。)のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道(第27条の2に規定する本線車道を除く。次条第3項において同じ。)以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては60キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては30キロメートル毎時とする。

○職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準(平成18年10月31日 教育長通知)

〈参考データ〉

○ 交通事故・交通違反に係る教職員及び事務局職員の懲戒処分件数(最近5年間)

1 交通事故によるもの

<u> </u>	.0.00						
	免職	停職		減給		戒告	計
24年度						7件	7件
25年度			1/10	2月	1件	4件	5件
26年度	酒気帯び・ひき逃げ 1件		1/10 1/10	2月 1月	1件 1件	2件	5件
27年度						2件	2件
28年度						2件	2件

2 飲酒運転によるもの

	免職		停職		減給	戒告	計
24年度							0件
25年度		12月 6 月	(酒気帯び交通事故) (酒気帯び検挙)	1件 1件			2件
26年度		6月	(酒気帯び検挙)	1件			1件
27年度							0件
28年度							0件

3 交通違反(酒気帯びを除く。)によるもの

	免職	停職	減給	戒告	計
24年度					0件
25年度				速度超過 1件	1件
26年度					0件
27年度				速度超過 1 件 速度超過等 1 件	2件
28年度					0件

4 個人情報の不適切な取扱い (漏えい) について

学校が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する関係法令及び各地方公共団体 の条例等に基づき、適正な取扱いが求められている。

児童生徒や保護者等に係る大量の個人情報を取り扱う者として、当該情報の管理の重要性を 認識し、パソコンなどに保存された電磁的記録であるか紙による記録であるかを問わず、当該 情報の保管管理に十分注意を払うとともに、当該情報が盗難にあったり、ファイル交換ソフト 等を介して流出したりすることのないよう注意する必要がある。

【事例】

A教諭は、個人情報の持ち出しを上司の許可を得ず、生徒の成績が入ったUSBメモリをバッグに入れ、持ち運んでいた。ある日、そのバッグを車の座席に置き、駐車場に駐車していたところ、車上荒らしに会い、バッグを盗まれた。

〈問われる責任〉

- (1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等) 戒告(地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号、第32条 法令等及び上
 - 司の職務上の命令に従う義務、第33条 信用失墜行為の禁止、第34条 秘密を守る義務)
- (2) 民事責任

個人情報が漏えいしたことに対して、保護者等から賠償を請求されることがある。

〈他の事例〉

- B教諭は、私物のUSBメモリを使用して成績処理作業を行った後、USBメモリを 自席のパソコンに挿したまま退庁した。翌日、作業の続きをしようとしたところ、US Bメモリが無くなっていることに気づき、しばらく自分で探したが発見できず、数日後 に管理職に報告した。
- C教諭は、学校の情報管理規程で禁止されているにも関わらず、動画処理ソフト等を 校内のパソコンに勝手にインストールし、校務に使用していた。
- D教諭は、校外学習中、ソーシャルメディアに「今、校外学習に来ています」という 書き込みを行い、合わせて児童の様子を撮影した画像を投稿した。
- E教諭は、成績などの個人情報は鍵のかかる場所に保管することが決められていたに もかかわらず、鍵のかからない机の中に入れておいたために、紛失した。
- F教諭は、送付先のあて名を十分確認せず、成績票を送付したため、生徒の成績が漏 えいした。

〈関係法令・通知文等〉

○個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。 2 略

〇香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)

(職員の義務)

第10条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者(以下「実施機関の職員等」という。)は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 公金等の不正処理について

教職員は、公金(県費・市町費等)や学校徴収金、PTA会計、部活動費等を扱う立場にあり、このような公金や公物を取り扱う際には最善の注意を払うことが求められている。それを紛失・毀損したり、不適正な処理・使用をするようなことはあってはならない。もし、そのようなことがあれば地方公共団体に損害を与えるだけでなく、学校に対する信用を大きく損なうものである。

公金等の取扱いについては、管理体制に不備等がないか適宜点検、見直し、その改善に努める必要がある。

【事例】

A教諭は、遠征旅費を申請した際、遠征計画を1泊2日として申請して旅費を受給したが、実際には公共交通機関を使わず、自分で車を運転し、宿泊もせず日帰りし、旅費を不正に受給していた。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等)

停職(地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号、第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、第33条 信用失墜行為の禁止)

不正な会計処理に係る懲戒処分の基準

- 2 基準
 - (1) (2) 略
 - (3) 旅費の不正支出

旅費の支出に関し、公務出張の事実がないにもかかわらず虚偽の支出関係書類を作成し、公金を不正に支出し、又は支出させた職員は、免職又は停職とする。

(4)~(6) 略

3 その他

処分を行うに際しては、事案の態様、公務内外に及ぼす影響、当該職員の職責、過失の程度等も情状として考慮の上判断するものとし、個別の事案の内容によっては、その処分を加重し、又は軽減するものとする。

(2) 刑事責任

状況により、刑事責任を問われることもある。

(3) 民事責任

民法の規定に基づいて損害賠償請求されることになる。

〈他の事例〉

- B教諭は、通勤の経路、距離を偽り、通勤手当を不正に受給していた。
- C教諭は、学級費、部活動費と自分の金銭との区別が不明な状態になり、一部を私的 流用した。
- D教諭は、知り合いのお店に頼んで架空の領収書を作成し、部活動費の一部を使い込んでいた。
- E教諭は、学校徴収金の未納分として保護者が持参した現金を受領した際、「後で返せばいい」と考え、所定の預金口座に入金せず、私的に流用した。

〈関係法令・通知文等〉

〇刑法

(私文書偽造等)

- 第159条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。
- 2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(横領)

- 第252条 自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。
- 2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第253条業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

〇不正な会計処理に係る懲戒処分の基準(平成21年9月30日 教育長通知)

Ⅳ チェックシート(体罰について)

◆教職員用

No	項 目	Α	В	С
1	体罰は学校教育法で禁止されている行為であることを認識している。			
2	体罰は児童生徒の人格を侵害する行為であることを認識している。			
3	部活動の指導は、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の願いにこた			
3	えられるよう努めている。			
4	「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」などの通知文			
4	を理解している。			
5	児童生徒の指導は感情的にならず、教育的配慮をもって行っている。			
6	時には力による指導が必要だという意見には毅然と反論できる。			
7	指導上の課題が多い児童生徒には、厳しく指導するタイプの同僚に			
1	任せきりにせずに組織で対応している。			
8	体罰を目撃したら速やかに止めたり管理職に報告することができる。			

(A:はい B:どちらともいえない C:いいえ)

◆管理職用

No	項 目	Α	В	С
1	体罰禁止の趣旨を日頃から周知徹底している。			
2	研修等を通して、教職員が体罰によらない児童・生徒指導の在り方			
	を身に付けられるように努めている。			
3	相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる			
5	体制ができている。			
4	児童生徒が何でも話せるよう教育相談体制の充実に努めている。			
5	一部の教員だけに任せきりにせず、組織で対応する体制ができてい			
5	る。			
6	体罰を行ったり、体罰が行われていることを知ったときに、管理職			
0	へ報告、連絡、相談する体制ができている。			
7	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができ			
'	る職場環境作りに努めている。			
8	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り			
0	組んでいる。			
9	子どもや地域の実態等を踏まえ、学校・家庭・地域の連携のもと、			
3	学校の規則や生徒心得等の見直しをしている。			
10	いつでも保護者や地域住民が訪問できる環境整備に努め、開かれた			
10	学校となっている。			
11	事件の再発を防ぐため、転任等の際には情報の引き継ぎを適切に行			
11	っている。			

Ⅳ チェックシート(セクシュアル・ハラスメントについて)

◆教職員用

No	項 目	Α	В	С
1	相手が嫌がったり、不快に思ったらセクハラになることを理解して			
1	いる。			
2	相手がどう思うかにかかわらず、まわりの者が見ていて不快に感じ			
	た場合にも成立することを理解している。			
3	個人間、男女間、世代間で受け止め方に大きな差があることを認識			
J	している。			
4	児童生徒は明確な意思表示をできないことを理解している。			
5	児童生徒の指導は相手の立場に立って考え、教育的配慮をもって行			
	っている。			

(A:はい B:どちらともいえない C:いいえ)

◆管理職用

No	項目	A	В	С
1	教育委員会において策定されている「学校におけるセクシュアル・ ハラスメントの防止に関する方針」を周知徹底している。			
2	教育委員会において策定されている「ハラスメントのない快適な職場づくり」を周知徹底している。			
3	「セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準」について 周知徹底している。			
4	「運動部(体育)活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて」を周知徹底している。			
5	研修会を実施し、セクシュアル・ハラスメントに対する認識を深めている。			
6	セクハラは、相手が嫌がったり、不快に思ったらセクハラになることを教職員に理解させている。			
7	相手がどう思うかにかかわらず、まわりの者が見ていて不快に感じた場合にも成立することを周知している。			
8	セクハラ相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相 談できる体制になっている。			
9	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができ る職場環境作りに努めている。			
10	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
11	準備室や利用の少ない教室など、校内の目の届きにくい箇所を把握 し、管理できている。			
12	異性の児童生徒への個別指導を行う際に、相談者と同性の職員を同席させたり、複数の教職員で対応するように配慮できている。			
13	類似の事件の再発を防ぐために転任等の際には人事情報の引き継ぎを適切に行っている。			

Ⅳ チェックシート(わいせつな行為について)

◆教職員用

No	項 目	Α	В	С
-1	勤務時間外における私的な場においても、周囲から誤解や批判を受			
1	けることのないよう厳しく律した言動に努めている。			
2	児童生徒に対する日頃の言動が適切なものであるか常に確認してい			
	る。			
3	自分の言動が、児童生徒、保護者のみならず、県民の教育に対する			
J	信頼に影響を及ぼすものであることをしっかり自覚している。			
4	児童生徒を性的対象として見ることは決してない。			
5	刑法では、13歳未満の児童に対しては、たとえ、合意があっても			
5	強制わいせつ罪になることを知っている。			

(A:はい B:どちらともいえない C:いいえ)

◆管理職用

No	項 目	А	В	С
	わいせつ事案に関する法令(刑法、軽犯罪法、ストーカー行為等の			
1	規制等に関する法律、香川県青少年保護育成条例等)の内容について、教職員に周知している。			
2	教職員の模範として、自らの行動を厳しく律し、所属教職員に対し			
	て日頃から厳正に指導を行っている。			
	所属教職員が悩み事や生活態度の乱れ等から、不正行為を起こすこ			
3	とのないよう教職員とのコミュニケーションに努め、適切な助言、			
	指導を行っている。			
4	不祥事防止に関する校内研修計画を作成、実施し、教職員のモラル			
4	を向上させるための具体的な取組みを行っている。			
5	相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる			
	体制になっている。			
6	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができ			
	る職場環境作りに努めている。			
7	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り			
	組んでいる。			
8	準備室や利用の少ない教室など、校内の目の届きにくい箇所を把握			
	し、管理できている。			
9	勤務時間外といえども所属教職員が犯罪を犯した場合は、管理監督			
	責任を問われることを知っている。			
10	類似の事件の再発を防ぐため、転任等の際には人事情報の引き継ぎ			
10	を適切に行っている。			

Ⅳ チェックシート(交通事故・交通違反について)

◆教職員用

No	項 目	A	В	С
1	人身事故については、被害者の心身に苦痛を与えるのみならず、加害者として事故処理に多大の労力、経済的負担を要するなど職務に影響を与えることもあるとともに、公務員として信用を傷つける非行であることを認識している。			
2	「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」を理解している。			
3	率先して交通ルールを守り、安全運転に努めている。			
4	過失運転致死(傷)罪等で禁錮以上の刑(執行猶予も含む。)に処 せられたときは失職することを理解している。			
5	交通三悪について理解している。			
6	交通事故の当事者となったときは、加害・被害を問わず、速やかに 報告しなければならないことを理解している。			

(A:はい B:どちらともいえない C:いいえ)

◆管理職用

No	項 目	Α	В	С
-1	「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」について教職員			
1	に周知徹底している。			
	教職員が事故を起こした場合、速やかに市町教育委員会(県立学校			
2	の場合は県教育委員会)に報告するとともに、教職員に対して指			
	導・助言を行っている。			
	所属教職員が疲れや悩み等から、交通事故等を起こすことのないよ			
3	う教職員とのコミュニケーションに努め、適切な助言、指導を行っ			
	ている。			
4	交通事故・違反防止に関する校内研修を実施し、教職員のモラルを			
	向上させるための具体的な取組みを行っている。			

Ⅳ チェックシート(飲酒運転について)

◆教職員用

No	項目	A	В	С
1	「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」を理解している。			
2	たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しないという強			
	い意志を持っている。			
3	飲酒する会場に車両等で行かないようにしている。			
	やむを得ず、飲酒する会場に車両等で行った場合、他の人に自分は			
4	車両等で来ていることを告げたり、事前に迎えに来るように家族等			
4	に連絡をとったり、代行運転を利用したりするなど、誤って車両等			
	を運転して帰らないように対策をとっている。			
5	会合で人に酒を勧めるとき、相手が車両等を運転しないことを確認			
Э	している。			
6	深夜まで飲酒した時は、翌日、車両等を運転しないようにしている。			

(A:はい B:どちらともいえない C:いいえ)

◆管理職用

No	項 目	Α	В	С
1	「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」について教職員			
	に周知徹底している。			
2	飲酒運転の根絶を含め、交通事故・違反防止に関する校内研修を実			
	施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取組みを行って			
	いる。			
	教職員が事故を起こした場合、速やかに市町教育委員会(県立学校			
3	の場合は県教育委員会)に報告するとともに、教職員に対して指			
	導・助言を行っている。			
4	職場の歓送迎会・親睦会など飲酒を伴う会合を行う際には、飲酒運			
4	転をすることのないよう事前指導を徹底している。			
5	職場の歓送迎会・親睦会など飲酒を伴う会合を行う際、全ての教職			
	員について、どのような交通手段で会場に来ているか、また、どの			
	ような手段で会場から帰る予定なのか掌握するようにしている。			

Ⅳ チェックシート (個人情報の不適切な取扱い (漏えい) について)

◆教職員用

No	項 目	A	В	С
1	児童生徒・保護者に関する情報は個人情報であり、法令に基づく守			
	秘義務があることを認識している。			
2	個人情報を取り扱う際には、個人情報が盗難や紛失により漏えいす			
	ることのないよう慎重に行っている。			
3	個人情報を目的以外には使用していない。			
4	個人情報をやむを得ず持ち出す場合には、管理職への報告等決めら			
4	れた手続きを守っている。			
5	机の上等に個人情報をそのまま放置するようなことはしていない。			
6	個人情報の入った文書等は、鍵のかかる場所に保管している。			
7	シュレッダーや焼却処分をする際には、処分していい情報かどうか			
	再確認した上で行っている。			
8	個人情報が入った文書を発送する際には、あて先と内容物が一致し			
	ているかを二人以上の職員で確認している。			

(A:はい B:どちらともいえない C:いいえ)

◆管理職用

No	項 目	Α	В	С
1	個人情報の保護に関する法律や香川県(市町)個人情報保護条例の			
	趣旨を理解し、教職員に周知徹底している。			
2	個人情報の管理等について校内研修を実施している。			
0	学校全体の情報管理に関する規程等を策定し、管理体制を確立して			
3	いる。			
4	個人情報の保管状況について定期的に点検している。			
5	保存期間を過ぎた個人情報は適切に処理・廃棄している。			

IV チェックシート(公金等の不正処理について)

◆教職員用

No	項目	A	В	С
1	自分が担当している学校徴収金の出納については、いつでも報告で			
1	きるように通帳等関係書類に記録し、整理できている。			
2	学校徴収金の通帳や通帳に使用する印鑑は、厳重に保管している。			
33	業者を選定する際には、複数の業者から見積もりを徴収するなどし			
J	て、合理的に決定している。			
4	現金については、原則として収納日当日に指定金融機関に払い込む			
4	ようにしている。			
5	公金や学校徴収金を一時的に流用したことはない。			
6	業者への支払いは速やかに行っている。			
7	単年度ごとに会計処理し、責任者の点検を受けて、残金は適正に処			
	理している。			

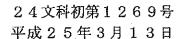
(A:はい B:どちらともいえない C:いいえ)

◆管理職用

No	項 目	Α	В	С
1	公金や学校徴収金について適正に取り扱うよう教職員に指導してい			
1	る。			
2	適正な手続きによって業者を選定している。			
3	納入業者等から何らかの利益を得ていない。			
4	定期的に学校徴収金等の執行状況をチェックしている。			
5	会計処理については、複数の教職員がチェックできるようになって			
	いる。			
6	単年度ごとに会計処理し、PTAや保護者等に報告できている。			
7	関係書類は規則等に基づき、きちんと保管している。			

V 参考資料

• :





各都道府県教育委員会教育長各指定都市教育委員会教育長各指定都市教育委員会教育長各 都 道 府 県 知 事附属学校を置く各国立大学法人学長小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長 布 村 幸



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長 久 保 公



(印影印刷)

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による 児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。 体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日 初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握 について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知)別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に 親しませ、責任感、連帯感の涵養 (かんよう) 等に資するものであるといった部活動の意 義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであると いう認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、 生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導 をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員(以下「教員等」という。)は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。 体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等 及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への 志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は 指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要で あり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むこ とが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、 児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導す ることが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学(公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2)(1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合

は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1)体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、 教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告する

よう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事 案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者 からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に 努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、 体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要であ る。

② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や 結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されな ければならない。
- (2)他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

(3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て 委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求めら れる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1)体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童 を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頰を 平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頰をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、 生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であった ため、当該生徒の頰を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、 一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

- (2) 認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)
- ※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例
- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
- (3) **正当な行為**(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる 行為)
- O 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のため にやむを得ずした有形力の行使
 - 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ 児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒 が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち 着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生 徒を、押さえつけて制止させる。



25 文科初第 574 号 平成 25 年 8 月 9 日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各都道府県知事 附属学校を置く各国立大学法人学長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長 前 川 氰



文部科学省スポーツ・青少年局長 久 保 公



体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)

平成24年度に発生した体罰の状況について、実態把握の結果を別添のとおり取りまとめた ところですが、全国の国公私立学校における体罰の件数が6700件を超え、これまで、体罰の 実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めています。

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。

体罰防止に関する取組については、これまでも「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(平成25年1月23日付け24文科初第1073号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)」、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(平成25年3月13日付け24文科初第1269号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)」において示してきたところです。今回の実態把握の結果を踏まえ、厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見過ご

してこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図る必要があります。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会 にあっては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄 の私立学校等に対し、国立大学法人学長にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、実態把握の 結果について連絡するとともに、改めて体罰根絶へ向けた取組を点検し、更なる強化を図る ようお願いいたします。

記

1. 体罰の未然防止

(1)体罰禁止

校長及び教員(以下「教員等」という。)は、決して体罰を行わないよう、校内研修等を 通じて体罰禁止の趣旨を徹底し、懲戒・体罰の区別等のより一層適切な理解を深めること。

教育委員会は、体罰の未然防止を徹底するため、学校の管理職、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の教員等を対象とした実践的な研修の実施等の所要の措置を行うとともに、必要に応じて体罰に関する懲戒処分基準の見直しを行うこと。

教育委員会及び学校は、体罰根絶の指導方針について保護者や地域住民等と認識を共有するよう努めること。

(2)組織的な指導体制の確立と指導力の向上

学校の管理職は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の教員等による組織的な指導を徹底すること。

教員等は、児童生徒理解に基づく適切な指導ができるよう、日頃より指導力の向上に努めること。また、たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、児童生徒が安心して学べる環境を確保すること。

(3) 部活動指導における体罰の防止のための取組

中学校及び高等学校では「部活動」において最も多くの体罰が報告されていること等に 鑑み、部活動における体罰の防止について特に留意する必要があること。

教育委員会及び学校は、平成25年5月27日に取りまとめられた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動の指導者(顧問の教員、外部指導者)による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取組を実施すること。

2. 徹底した実態把握及び早期対応

(1) 体罰の実態把握

教育委員会及び学校は、実態把握の方法が十分であるか点検し、日頃から主体的に体罰の実態把握ができる方策を講じ、継続的に体罰の実態把握に努めること。

(2)報告及び相談の徹底

学校の管理職は、教員が体罰や体罰と疑われる行為(以下「体罰等」という。)を行った場合に、教員が管理職等へ直ちに報告や相談を行う環境を整備すること。教育委員会は、体罰等が発生した場合に迅速に対応できるよう、生徒指導担当部局と服務担当部局との適切な連携体制等を整備すること。

体罰等の報告・相談があった場合、学校の管理職は、直ちに関係する児童生徒や教員等から状況を聴取し、その結果を教育委員会へ報告するとともに、被害児童生徒の受けた心身の苦痛等を踏まえ、その回復のため真摯に対応すること。また、教育委員会は、学校からの体罰等の発生の報告を受け、事実関係の正確な把握など必要な対応を迅速に行うこと。加えて、県費負担教職員の服務監督権者である市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会に事案及び対応措置を報告すること。

(3) 事案に応じた厳正な処分等

教育委員会は、体罰を行ったと判断された教員等については、客観的な事実関係に基づき、厳正な処分等を行うこと。特に、以下の場合は、より厳重な処分を行う必要があること。

- ① 教員等が児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合
- ② 教員等が児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合
- ③ 体罰を起こした教員等が体罰を行った事実を隠蔽した場合等

3. 再発防止

教育委員会及び学校は、実態把握の結果を踏まえ、体罰発生の背景や傾向を考察の上、 再発防止策を適切に講じること。体罰を起こした教員等に対しては、二度と繰り返すこと のないよう、体罰を起こした原因等を踏まえた研修等を行うなど、再発防止を徹底するこ と。

<担当>

【児童生徒の体罰に関する考え方について】 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係 電話 03(5253)4111(内線 3298) E-Mail s-sidou@next.go.jp

【教職員の服務について】

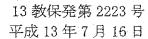
初等中等教育局初等中等教育企画課 教育公務員係 電話 03(5253)4111(内線 2358) E-Mail syoto@mext.go.jp

【運動部活動について】

スポーツ・青少年局体育参事官付 事業係 電話 03(5253)4111(内線 2649)

E-Mail taiikuss@mext.go.jp







各市町(学校組合) 教育委員会教育長 殿

香川県教育委員会事務局 設置視量 保 健 体 育 課 長 野船 開 展

運動部 (体育) 活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの 防止について (通知)

学校における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止については、これまでも、教育に携わる者として絶対にあってはならないこととして、十分指導を徹底するようお願いしてきたところであります。

運動部活動においては、成績を上げることを過度に期待されたり、密接な人間関係により指導が行なわれるなど、教科や特別活動などの通常の指導場面以上に、生徒への体罰やセクシュアル・ハラスメントの防止に注意しなければなりません。そこで、この度、県立学校長に対して別添のとおり通知し、このことについて、教職員への指導を徹底するようお願いしたところであります。

つきましては、総合体育大会や合宿、県外遠征等が多く予定される夏休みを迎えるに あたり、貴教育委員会において定めている方針に基づき、別添の通知を参考にしていた だき、貴管下の中学校長に周知し、校長に職員会等を利用して所属教職員への指導を徹 底するよう御指導をお願いします。

運動部(体育)活動における体罰の防止について

生徒に対する体罰は、学校教育法により厳に禁止されているものであり、いついかなる場合にも決してあってはならない行為である。

平成10年度に県教委で行った調査によると、香川県内で過去5年間に発生した体罰のうち、約20%が運動部活動中において発生している。全国調査でも同様の結果がでている。このように運動部活動中に体罰が多く発生する背景として、「スポーツの指導には厳しさがつきもの、時には鉄けん制裁等で体でわからせることも必要」といった通念が、いつのまにか体罰も仕方がないことといった容認論となっていることがあるといわれている。

指導者である教員は、こうした認識は誤ったものであり、決して体罰的な行為を招くことのないよう厳に戒め、 生徒及び保護者の信頼関係の上に立って、運動部活動の趣旨が十分に反映できるよう努めなければならない。

1 法律による体罰の禁止

学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、監督庁の定めるところにより、学生、 生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 運動部活動の意義

運動部活動とは、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、教師(顧問)の 指導のもとに、主に放課後などにおいて自発的・自主的に運動やスポーツを行うものである。

つまり、運動部活動は、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することに一つの本質を有しており、指導者は、生徒の個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いにこたえられるよう努めていくことが求められる。

3 体罰になり得る行為

- (1) 身体に対する侵害
 - なぐる・ける・たたくなど
- (2) 罰として肉体的苦痛を与えるような行為
 - 端座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど
 - ランニング・トレーニングを必要以上に強要するなど
- (3) 精神的苦痛を与えるような行為

精神的な苦痛は、身体にも影響を及ぼすことを考えると体罰となる得ることがある。

- 人権を無視した暴言を発するなど
- 活動に参加させなかったり、無視したりするなど

4 体罰根絶のための心得 (平成10年7月13日付け10教義発第286号の教育長通知より)

- (1) 児童・生徒の指導においては、何よりも深い愛情を持ち、正しい児童・生徒理解に立って信頼関係を築き、 心で受けとめる対応が大切であり、指導の手段として体罰を用いることは、教員としての責務を自ら放棄す るものであること
- (2) 児童・生徒に懲戒を行う場合には、教育上の必要に基づいて適切な配慮のもと、慎重かつ厳正になされることが必要であり、いやしくも一時の感情に支配されて軽率な行為をすることがあってはならないこと
- (3) 各学校においては、教員の常日ごろの児童・生徒に対する指導状況を把握し、必要に応じて個別の適切な指導を行うなど、体罰が起きないよう具体的な対応を図ること
- (4) 運動部の指導においては、大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり体罰的行為を招くことがないよう、校長をはじめ運動部の担当教員などによる指導組織を確立し、連携を図りながら、活動状況等の実態を十分掌握すること

運動部(体育)活動におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について

1 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針

学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止については、県教育委員会において、「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針」(平成12年2月1日)を策定し、各学校において、本方針(市町立学校にあたっては、本方針を参考に策定した各市町教育委員会の方針)の趣旨を徹底し、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に努めることとしている。

2 運動部(体育)活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて

運動部(体育)活動は、教育活動の中にあって、体力の向上や健康の増進を図る重要な活動である。その活動においては、指導上必要な身体への接触や露出の多い服装の着用等、他の教育活動とは異なる特殊な状況が生じるため、生徒と指導者との信頼関係のもと、適切な指導が行われるよう配慮する必要がある。

運動部(体育)活動におけるセクシュアル・ハラスメントとは、指導者が生徒を不快にさせる性的な言動のことである。指導者は、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動がないかどうか、常に自らの行動を律し、確認することが求められる。

また、「これくらいなら、指導者と生徒の関係で許される」という指導者の勝手な思い込みからセクシュアル・ハラスメントとして問題になることが考えられる。また、生徒が納得しても、保護者の立場に立つと納得できない状況もあることを十分に認識し、その指導にあたっては、事前にその方法や効果、ねらい等について十分説明し、理解を得ておくことが大切である。

3 運動部(体育)活動において、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

- (1) 性的な内容の発言関係
 - ① 性的な欲求に基づくもの
 - 身体的特徴や性的な関心を話題にすること
 - 猥褻な発言をすること
 - ② 性別をもとに差別しようとする意識等に基づくもの
 - ・ 「男のくせに…」「女のくせに…」などと発言すること
 - 容姿、体型等により生徒の嫌がるニックネームでよぶこと
- (2) 性的な行動関係
 - ① 身体接触を伴う技術指導
 - ・ 本人や周囲の者が不快に感じる姿勢での接触
 - 必要以上の長時間の接触
 - ② 生徒の体を執拗にながめ回す行為
- (3) 特別扱いが男女の関係を想起させる行為
 - ① 他の生徒とは異なった不適切な時間や場所で特別に個別指導をすること
- (4) VTR等視聴覚機器を使用した指導は、長所や短所を理解させる上で非常に有効な指導手段である。しかし、撮影方法や内容、指導意図について生徒が十分理解できるよう事前に説明し、実際にそれを使用して指導に役立てるようにしなければセクシュアル・ハラスメントと疑われる可能性がある。



各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学法人学長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第 1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿



(印影印刷)

運動部活動での指導のガイドラインについて (通知)

文部科学省では、昨年末の部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案の発生、また、 平成25年2月の教育再生実行会議の第一次提言を受け、本年3月より「運動部活動の在り 方について調査研究」を行ってまいりましたが、このたび、別添のとおり、「運動部活動 の在り方に関する調査研究報告書~一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して~」が取 りまとめられましたので、送付いたします。

貴職におかれましては、本報告書に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動における体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けて御活用いただきますようお願いします。

なお、中学校、高等学校、中等教育学校以外の学校についても本ガイドラインを適宜御 活用いただきますようお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校その他の教育機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1校の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては設置した学校に対して、本ガイドラインの周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

【本件問合せ先】

スポーツ・青少年局体育参事官 事業係 03-6734-2649 竹村・藤本

運動部活動の在り方に関する調査研究報告書

~一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して~

平成25年5月27日

運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議

I. 本調査研究の趣旨について	•••
II. 運動部活動の充実に向けた国、地方公共団体、大学、関係団体等の取組、支援への期待	••• (
〈運動部活動での指導のガイドライン〉	
1. 本ガイドラインの趣旨について	{
2. 生徒にとってのスポーツの意義	{
3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について	{
4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項	{
運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて	
①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動	{
の目標、指導の在り方を考えましょう	
②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう	8
③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう	٠٠٠ (
実際の活動での効果的な指導に向けて	
④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、	10
自発的な活動を促しましょう	
⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり区	12
別しましょう	
○通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例	13
○学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行	14
われると考えられるものの例	
○有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断される	14
と考えられる行為)として考えられるものの例	
○体罰等の許されない指導と考えられるものの例	15
指導力の向上に向けて	
⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れまし	16
よう	2.0
⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう	16

I. 本調査研究の趣旨について

○ 中学校、高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)における運動部活動は、学校 教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加に より、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うもの であり、各学校で多様な活動が行われ、我が国独自の発展を遂げてきました。

現在、中学校で約65%、高等学校(全日制及び定時制・通信制)で約42%の生徒が参加(平成24年度 日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟調べより)しており、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしています。

○ このような運動部活動の場において、毎年、指導者による体罰の事案が報告され、平成24年12月には、顧問の教員の体罰を背景として高校生が自ら命を絶つとの痛ましい事業が発生しました。

学校教育における体罰は、従来より学校教育法で禁止されている決して許されない行為であり、文部科学省からは、上記の事案の発生を受け、改めて体罰禁止の徹底、懲戒と体罰の区別等についての通知が発出されています(平成25年1月23日及び同年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)。

- ○学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)(抜粋)
- 第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

各通知は文部科学省のホームページに掲載されています。

- ○「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」(平成25年1月23日) (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1330372.htm)
- 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日) (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)

また、政府の教育再生実行会議からは、平成25年2月に体罰禁止の徹底、子どもの意 欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において 策定することが提言されました。

【教育再生実行会議第一次提言(平成25年2月26日)】

5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの 策定

体罰により、子どもの心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案は断じて繰り返してはなりません。もとより、体罰は法律により禁止されており、教育現場での体罰の禁止を更に徹底するとともに、社会全体として体罰が許されないことを共有化するべきです。

また、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定し、全国の教職員や指導に携わる関係者の全てが適切に実践していくべきです。

○ 国及び教育委員会は、学校での懲戒として認められる対応と体罰の区別を明確に示す とともに、関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底する。教員 や部活動指導者による体罰に対しては厳正な対応で臨む。

- 体罰による指導に陥らないよう、特に部活動において体罰の根絶を目指し、国は、子 どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定する。
- 国及び教育委員会は、部活動指導者の養成や教員研修において、体罰の禁止とともに、 コーチングや各種のメンタルトレーニングなど、体罰や不適切な指導によらない適切な 指導方法を体得できるよう徹底する。
- 学校及び教育委員会において、体罰の実態を見逃さないよう、子どもや保護者が、体 罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談をすることができる体制を 整備する。
- 教員や部活動指導者は、部活動において勝利至上主義に陥ることなく、子どもの生涯 全体を視野に入れて、発達段階に応じた心身の成長を促すことに留意する。
- いうまでもなく、スポーツは、人類が生み出した貴重な文化であり、自発的な運動の楽しみを基調とし、障害の有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にします。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同する精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成します。

スポーツの指導において体罰を行うことは、このようなスポーツの価値を否定し、フェアプレーの精神、ルールを遵守することを前提として行われるスポーツと相いれないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければなりません。

現にトップアスリートとして活躍する者の中で、指導において体罰を受けた経験がないと述べる者がいるように、優れた指導者、適切な指導を行える指導者は、体罰を行うことなく技能や記録の向上で実績をあげており、スポーツの指導において体罰は不必要です。

○ 運動部活動の指導者は、これまでに熱心な取組、適切な指導方法によって多くの成果 をあげてきましたが、指導に当たって、学校教育法で禁止されている体罰を厳しい指導 として正当化するような認識があるとしたら、それは誤りであり、許されないものです。 また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような 発言や行為は許されません。

今後、運動部活動の全ての指導者は、体罰は決して許されないとの意識を徹底しても ち、適切な内容や方法により指導を行っていくことが必要です。

一方、熱心に、かつ、適切に指導を行ってきた指導者からは、今後の運動部活動での 指導に当たって、体罰等の許されない指導とあるべき指導の考え方について整理を望む 声があります。

○ このような背景から、本調査研究では、全国的に運動部活動での指導において体罰を 根絶するとともに、現在積極的に取り組まれている運動部活動の指導者を支援すること を目指して、運動部活動における指導の在り方についての検討を平成25年3月から5回に わたって行いました。

その成果として、別添のとおり、今後、運動部活動での指導を行うに際して考慮いただきたい基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」を作成しました。

○ 本ガイドラインは、地方公共団体、学校の管理職、顧問の教員、外部指導者、保護者等の運動部活動の関係者が平易に一読できるよう、基本的な事項を中心にできるだけ簡潔なものとしました。

今後、各地方公共団体において独自のガイドラインや手引き等を作成する又は改訂する場合、関係の研修会を開催する場合、各学校において学校全体や各活動の目標、指導の方針、指導の計画、効果的な指導の内容や方法等を検討、作成する場合などで、本ガイドラインが活用されることを念頭においています。

このような取組により、全国各地域の学校において、体罰の根絶、指導の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究が進められ、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導が行われることにより、運動部活動で生徒一人一人の心身の成長がもたらされることを願っています。

なお、本ガイドラインは、中学校、高等学校における運動部活動での指導について作成したものですが、これら以外の学校でも本ガイドラインを参考として、適宜、必要な取組を行っていくことが考えられます。

- Ⅲ. 運動部活動の充実に向けた国、地方公共団体、大学、関係団体等の取組、支援への期待
- 我が国の運動部活動は、各学校における顧問の教員等の取組により支えられ、多くの 成果をもたらしてきました。

各学校で担当教科等の指導とともに運動部活動での指導にも積極的に取り組む顧問の 教員等への支援のために、関係者は、活動経費、活動施設や設備等の整備、確保ととも に、下記のような取組を充実させていくことが望まれます。

①顧問の教員等が効果的な指導の内容や方法を習得する機会の確保

運動部活動の指導者、特に顧問の教員は、当該スポーツ種目の技術的な指導のみならず、部活動のマネジメント(運営)、生徒の意欲喚起や人間関係形成のための指導、安全確保や事故防止に取り組むことが必要です。

国、地方公共団体、大学等の教育研究機関、関係団体等は、顧問の教員がこれらの幅広い知識や技能、科学的な知見、最新の研究成果等を継続的に学ぶことができる機会を提供することが望まれます。

また、地方公共団体、学校は、顧問の教員がこれらに参加する場合に、必要な配慮を行ったり、支援を図ることが望まれます。

大学等では、上記のような運動部活動を運営、指導していくために必要な事項について積極的に研究を進め、その成果を教員の養成や研修の場、運動部活動の指導者の 資質向上のための取組に生かすことが期待されます。

②指導に当たる教員への部活動指導手当等の処遇の充実

現在、公立学校で教員が職務として部活動の指導に当たった場合には下記の手当が 支給されています。

顧問の教員について、努力に応じた処遇がなされるよう、関係手当の一層の充実が 必要と考えます。 ○部活動の指導に当たった場合の手当の現状について

①部活動指導手当

一般的に、土・日曜日等(勤務を要しない日)に4時間程度、部活動指導業務に従事 した場合に支給されます。国の義務教育費国庫負担金上は日額2,400円(4時間程 度業務に従事)で算定されています。

②対外運動競技等引率指導手当

一般的に対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は土・日曜日等に行うもの(8時間程度業務に従事)について支給されます。 国の義務教育費国庫負担金上は、日額3,400円(8時間程度業務に従事)で算定されています。

①、②とも具体的な支給要件や支給額は、地方公共団体の条例等において定められています。

また、生徒の日頃の練習の成果の発表の場となる大会等の運営に顧問の教員等が安心して取り組める環境づくりに努めることが望まれます。

③指導体制の整備のための外部指導者等の活用

現在行われている各活動では、効果的な運営、指導に向けて適切な指導体制の確保 が望まれます。

学校教育の一環として、運動部活動の目標、方針、計画などの作成、指導等を顧問の教員が行っていく際に、現在の校内の教員では当該スポーツ種目の技術的な指導を行えない場合などには、外部指導者の協力を得ることも効果的であると考えられます。また、生徒の健康管理等の専門的な事項については、スポーツドクター、トレーナー等の専門家の知見、協力を得ることが有意義と考えられます。

国、地方公共団体、大学等の教育研究機関、関係団体等は、優れた外部指導者等の確保のための取組、適切な処遇のための措置、外部指導者が運動部活動で指導を行うために必要な知識や技能に係る研修等を行っていくことが望まれます。

④地域全体での生徒の活動の場の充実

少子化等の学校を取り巻く状況の変化の中で、学校における運動部活動だけで、生徒が求める様々なスポーツ種目の活動の場を提供すること、また、より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、技能等を身に付けることにはそれほどこだわらない生徒、あるいは、運動があまり得意ではないけれどスポーツに親しみたいとの思いを持つ生徒等、生徒の多様なニーズにすべて対応することは困難です。

国、地方公共団体、関係団体等は、生徒の多様なニーズ等に対応できるよう、各学校における運動部活動とともに、複数校合同による活動や地域における総合型地域スポーツクラブの育成、充実を進めることが望まれます。

運動部活動での指導のガイドライン

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料(「みんなでつくる運動部活動」平成11年3月)等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者(顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。)が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

○ スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、 人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなって います。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上 させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心 を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすもので あり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域 や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

○スポーツ基本法(平成23年6月24日 法律第78号)(抜粋) 第二条

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、 公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであ り、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるもので ある…(以下略)。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

①運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

○ 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏ま え、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについ て明確に示しています。

具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節

保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。

なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な 参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

○中学校学習指導要領(平成20年3月)(抜粋)

第1章 総則

- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
- 2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動に飛いては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

第2章 各教科

第7節 保健体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

○高等学校学習指導要領(平成21年3月)(抜粋)

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
 - (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動に記しては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

第2章 各学科に共通する各教科

第6節 保健体育

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 第1章総則第1款の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意するものとする。
- →中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領及び両学習指導要領の解説(総則編、保健体育編)を御覧ください。文部科学省のホームページでは下記に掲載されています。
 - ·中学校学習指導要領(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/)
 - ·中学校学習指導要領解説(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chukaisetsu/)
 - ・高等学校学習指導要領(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf)
 - ・高等学校学習指導要領解説(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1282000.htm)

②運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

○ 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生 徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効 果をもたらすものと考えられます。

- 体力の向上や健康の増進につながる。
- ・保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させ たりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

学習指導要領で「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されたことは、運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標である「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ことを踏まえた活動を行うことなどを示しています。教育課程との関連を図る際の一つの取組として、各教科等で学習した内容を運動部活動で活用する取組、例えば、保健体育科の体育理論で学習した「運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全」、「運動やスポーツの効果的な学習の仕方」を活用して練習の計画を立案したり、また、保健体育科以外の教科等でも、中学校数学科で学習したヒストグラムを活用して試合での作戦や練習の方法を考えるなどの取組も想定されます。

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間 や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目 指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦 することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものでは ありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないよう にすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営 と指導が求められます。

③生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地 域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に 応じて連携することが望まれます

○ 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等がいます。

各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、 運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン 制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに 学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導 者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望まれます。その際には、 学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望まれます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部 活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

○ 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。

校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。

- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。
- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が 横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

○ 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

○ 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、 地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行うことが効果的である 場合も考えられます。

また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。

これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

○ 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動で

あることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要なときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。

○ 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な 指導や取組を行うことが求められます。

③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう 〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

○ 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な 参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばし たい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼でき る友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。

各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。

この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに 親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標 や指導の方針の設定が必要です。

- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導(活動)内容と そのねらい、指導(練習)方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入 部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。

また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

○ 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業

に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面で の疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

○ 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動 を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主 的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

○ 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

○ 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのための言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

○ 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導、 叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指 導内容や方法が左右されないように注意が必要です。

また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望まれます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適当、不適切です。

生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉 等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

○ 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、 技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確 に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となり ます。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認 識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

○ 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が 参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担 任としての学級経営とは異なる指導が求められます。

指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為 やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

○ 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや 事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくり が必要です。

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっ

ていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

安全確保のための取組を行う際には下記の資料も御活用ください。

(文部科学省)

○学校における体育活動中の事故防止について(報告書) 平成24年7月

(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

下記の資料のほか、災害共済給付業務を通じて蓄積された学校の管理下における事故の事例や統計情報等を提供しています。

(http://jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx)

- ・学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点
- ・学校の管理下の災害―基本統計―
- ○学校における突然死予防必携

http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx)

○熱中症を予防しよう -知って防ごう熱中症-

(http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen.jouhou/taisaku/nettyuusyo//tabid/848/Default.aspx)

○ 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、 やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あ らかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活 動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、 日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくこと が望まれます。

⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっか り区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の 理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所 的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法 により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はも ちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰 等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、 肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導とし

て正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを 行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」 を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。(「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知))
- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に 該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個 々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。)

(例)

・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に 対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。

練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。

- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒 に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たち で導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われる と考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、 指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部 活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生 徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練 習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

〇生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず 行った有形力の行使

(例)

・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、

体をきつく押さえる。

- ○他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を 回避するためにやむを得ず行った有形力の行使 (例)
 - ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
 - ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ①殴る、蹴る等。
- ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているに も関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、 嫌がらせ等を行う。
- ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような) な発言を行う。
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、 必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注 意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

<u>⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れ</u> ましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

○ 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、 講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。 地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。
- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。 学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう。
 よう

〈校長等の管理職の理解〉

○ 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体 での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深め ることが重要です。

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉

○ 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。

運動部活動の在り方に関する調査研究

平成25年3月5日スポーツ・青少年局長決定

1. 趣 旨

運動部活動は学校教育活動の一環としてこれまで重要な役割を果たしてきたところであるが、大阪市立桜宮高校での体罰事案を受けて運動部活動における体罰が問題となっていること、また、教育再生実行会議の第一次提言において、運動部活動指導のガイドラインを作成することが提言されていることを受け、運動部活動の在り方について調査研究を行い、運動部活動の健全な発展と体罰等の根絶を図る。

2. 内容

運動部活動における許されない指導とあるべき指導の一定の考え方を整理するとともに、運動部活動の意義や役割、位置づけなどを再議論する。また、これらを踏まえ、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す運動部活動指導のガイドラインを策定する。

3. 方 法

調査研究に当たっては、以下の学識経験者等の協力を得る。 なお、必要に応じ、以下の者以外の協力を得ることができる。

市原 則之 (公財)日本オリンピック委員会専務理事

伊東 卓 弁護士

梅野 正信 上越教育大学大学院教授

岡崎 助一 (公財)日本体育協会専務理事

友添 秀則 早稲田大学スポーツ科学学術院長・教授

西岡 宏堂 (公財)日本高等学校野球連盟理事

三田 清一 (公財)全国高等学校体育連盟会長

三町 章 (公財)日本中学校体育連盟会長

望月浩一郎 弁護士

4. 期 間

平成25年3月5日から平成26年3月31日までとする。

5. その他

この調査研究に関する庶務は、体育参事官で行う。